

相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）

記入例

(市県民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)

令和 年 月 日

大竹市長様

被相続人の市税に係る賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

なお、届出にあたり、次の事項に同意します。

- 1 この届出を、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び
固定資産税（都市計画税）の規定により、地
- 2 区分ごとに相続人代表者を指定する場合は、区分ごとに相続人代表者指定届を
記入し、該当する区分に☑をしてください。
- 3 係者の間で異議が
生じた場合、相続人代表者が責任をもって対処し、相続人内で解決することに同意します。

次の区分ごとに相続人代表者を指定する場合は、☑をしてください。☑がない場合は、全てに使用します。

- 市県民税・軽自動車税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料
 固定資産税（都市計画税）

被相続人 (亡くなった方)	死亡時の 住(居)所	〒000-0000 大竹市小方一丁目00番00号		
	ふりがな	おおたけ たけし		
	氏 名 称	大竹 たけし		
	生年月日	明治 大正 昭和 00 年 00 月 00 日	死亡年月日	令和 00 年 00 月 00 日

相続人 (現所有者)	相 続 人 代 表 者	住(居)所 所在地	〒 - <input checked="" type="checkbox"/> 被相続人と同じ	相続人代表者と被相続人（亡くなった方）の 住所が同じ場合は、☑をしてください。		
	ふりがな	おおたけ さつき			被相続人との続柄	相続分
	氏 名 称	大竹 さつき			妻	1 / 2
	生年月日	昭和 00 年 00 月 00 日	電話番号	0827-59-0000		
	個人番号/法人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	住(居)所			
代表者以外の相続人	氏名・名称 個人番号/法人番号	可能な範囲で、相続権のある方の署名をお願いします。			相続分	
	大竹 始 000000000000	大竹市小方一丁目00番00号			子 1 / 4	
	小方 幸子 000000000000	大竹市新町一丁目00番00号			子 1 / 4	
備考						相続分が確定している場合のみ記入してください。

届出人が相続人代表者と異なる場合は、記入してください。

届出人が相続人代表者と同一の場合は、
届出人の記入は不要です。

届出人	住(居)所 所在地	〒 -
-----	--------------	-----

家庭裁判所に相続放棄の申述をしている場合は、

* 家庭裁判所に相続放棄の申述をしていて、相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書（写し可）を提出してください。

(写し可)

書

12月

【添付書類】

相続人代表者の本人確認書類（郵送の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。）

- ① 1点で確認ができる書類（顔写真付きの官公署発行書類）
・運転免許証 ・マイナンバーカード ・旅券 ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 他

② 2点で確認ができる書類（顔写真無しの官公署発行書類）
・資格確認書 ・介護保険証 ・年金手帳 他

※ 被相続人との続柄が分かる書類（戸籍謄(抄)本、法定相続情報一覧図等）の写しをお持ちでしたら、ご提出ください。

【留意事項】

- 1 相続人代表者は、被相続人に係る市県民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課徴収及び還付に係る文書を、相続人を代表して受領します。

(市県民税)

市県民税は、その年の1月1日現在に市内に住む方に課税します。1月2日以降に亡くなられた場合は、納税義務は相続人に継承され、市県民税は相続人代表者に納めていただきます。

(軽自動車税)

軽自動車税は、毎年4月1日時点で軽自動車を所有している方に課税します。4月2日以降に廃車や名義変更等をした場合でも、その年度分の軽自動車税は全額納めていただくこととなり、所有している方が亡くなられた場合は、納税義務は相続人に継承され、軽自動車税は相続人代表者に納めていただきます。

(固定資産税)

固定資産税は、その年の1月1日に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金です。1月2日以降に亡くなられた場合は、納税義務は相続人に継承され、固定資産税は相続人代表者に納めていただきます。

(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)

亡くなられた方の保険料は、亡くなった日の前の月までの月割で計算します。(末日に亡くなった場合は、その日の属する月までの月割計算となります。) すでに納めた保険料が納付すべき保険料より多い場合は、相続人代表者に還付します。納付した保険料が納付すべき保険料より少ない場合は、相続人代表者に納めていただきます。

- 2 送付文書の不着返戻等の事情により、届出のあった相続人代表者に送付することが不適当であると市が判断した場合は、予告なく別の相続人を代表者に指定するときがあります。
 - 3 相続人代表者を変更する場合、改めて「相続人代表者変更指定届」を提出する必要があります。
 - 4 家庭裁判所に相続放棄の申述をしている場合は、相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書（写し可）を提出してください。

【問い合わせ】

- ・市県民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関すること
税務課市民税係 Tel 0827-59-2128
 - ・軽自動車税に関すること
税務課収納係 Tel 0827-59-2127
 - ・固定資産税に関すること
税務課資産税係 Tel 0827-59-2129

【市記入欄】

- ## 1 相続人代表者の本人確認書類

運転免許証 マイナンバーカード 障害者手帳 資格確認書 その他（）

- 2 受付方法

窓口 郵便

3 处理欄

市民税	収 納	資 産 稲	処理日